第一条の表備考に次の一号を加える。

十七　新大阪駅周辺地域	大阪市東淀川区及び淀川区の区域のうち、市道西淡路南方線と府道熊野大阪線との交会点を起点とし、順次同府道、北緯三四度四四分一七秒・三一東経一三五度三〇分一三秒・九三の地点から北緯三四度四四分一八秒・〇二東経一三五度三〇分一〇秒・四一の地点まで引いた線、市道淀川区第千二百八十三号線、市道淀川区第千二百八十一号線、市道淀川区第千百七十一号線、市道西淡路南方線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○防衛省令第十一号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十五条の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月二十八日　防衛大臣　浜田　靖一

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 １・２　［略］ ３　第三条第二項第一号の規定の令和四年度における適用については、同号中「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十二」とする。	附　則 １・２　［同上］ ［項を加える］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。